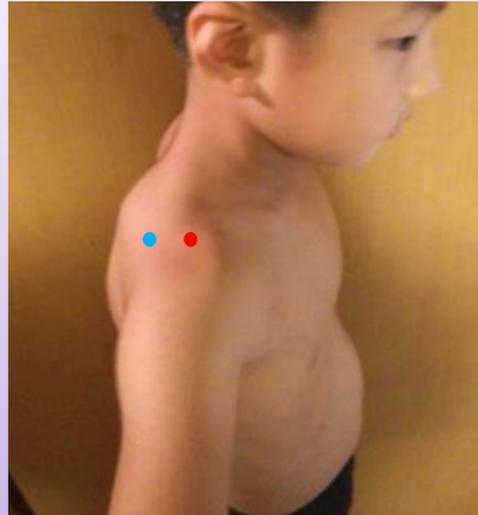


発行者：公益社団法人 愛媛県鍼灸マッサージ師会
会長 浦川 武之
事務所：〒790-8032 松山市南斎院町 951-11
TEL・FAX：089(974)1219
E-mail：ehimekenshikai@e-ahaki.com
編集者：機関誌作成委員長 岡田 亮

よく効くツボ講座 26. 五十肩 肩 肭 (けんごう)

(探し方) 腕を真横に挙げた時に、肩関節の前にできる窪みが●肩肭、後ろが○肩肭(けんりょう)です。
(作用) 五十肩は肩関節周囲炎ともいいます。加齢による筋力低下や、使い過ぎによる慢性的な血行不良によって起こります。夜間痛や運動時痛、挙上制限などが主な症状です。
反対側の手の親指で気持ち良く感じる程度に押ししてください。千年灸も効果的です。



平成30年度 第2回学術研修会 報告

学術部長 三谷武

(公社)全日本鍼灸マッサージ師会・スポーツ事業委員長、及び災害対策副委員長を兼任されておられる朝日山一男(あさひやま かずお)先生をお招きし、『介護と防災について～現場で使える知識と治療～』と題して研修会を行いました。

午前中は「災害対応概論」、及び「介護予防概論」の2本立てで、震災や豪雨に見舞われた被災地での活動の有り方、そして介護における鍼灸マッサージ師の位置づけや、その役割などを学びました。

午後の実技では、朝日山先生も作成に携わり、全鍼灸師会が配布しているゼンシン体操、チェアエクササイズとフロアエクササイズ、そしてマッサージや鍼治療を体験しました。

参加者は少数でしたが、それを補うくらい積極的な姿勢で取り組むことが出来、有意義な研修会となりました。



普通救急救命講習会 報告

学術部長 三谷武

松山市消防局中央消防署職員で救急救命士の越智隊員をお招きし、基礎的な人命救助の研修を行いました。

講習では人形を使った心肺蘇生法(2次災害危険性確認・意識確認・心臓圧迫・気道確保・人工呼吸)やAEDの使用法、出血時の局所圧迫止血法などを教わりました。参加人数は少数でしたが、その分、質問が多く飛び交い、より積極的に学ぶ姿勢が見られ、訓練さながら一人ひとりがまるで隊員のように取り組み、人命に

関わる救命活動の重要性を学ぶことが出来、非常に有意義な講習会となりました。



会長あいさつ

会長 浦川 武之

会員の皆さんにおかれましては、お変わりなくお過ごしのことと存じます…というありふれた言葉を交わせないのが、今年の我々を取り巻く環境であると思います。6月の大阪地震、7月の西日本豪雨災害、8月の台風、9月には北海道での地震災害がありました。自然災害の危機は我々のすぐそこにあるのです

災害を経験する前に防災を考えていかなければなりません。今年度の第2回学術研修会は“介護と防災”をテーマにして朝日山一男先生に御講演いただきました。養生が私たちあはき師の目標であるとするなら、それを達成するために按摩マッサージ指圧、鍼、灸だけを使うのではなく、広く東洋医学の分野で勝負すべきであると結論付ける講演内容でした。私たち施術者も健康でやり遂げるべき仕事をできることに感謝しつつ、社会のニーズに十分にこたえられる考えと技を、これまで以上に取得していこうではありませんか。

安心安全を考えた時に、これまでも言ってきた既定の単位を取得した会員の名前をホームページに表記し、なおかつイベントや県民に広報する時に名簿として配布する方向を提案したいと思います。

平成30年度 中央学術研修会 案内

学術部長 三谷武

今回、県との共催による中央学術研修会では、素問・靈枢に精通しておられます県立中央病院漢方内科主任部長 山岡傳一郎(やまおか でんいちろう)先生をお招きし、漢方及び鍼灸の位置づけ、その目的や治療内容と研究内容などを踏まえて、一般の開業鍼灸師の展望、これからの鍼灸の在り方(未来)などについてご講演いただきます。

「患者を健康にする、健康を保つ」という一つの目的に向かって、漢方薬と鍼灸の密接な関係の有用性を問う重要な研修会となっておりますので、皆様奮ってご参会いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

日時：平成30年12月2日(日) 10:00~12:15
(受付 9:30から9:55)

会場：松山全日空ホテル 3F ローブルーム
愛媛県松山市一番町3丁目2-1
TEL 089-933-5511

公開講演：10:40から12:10

(基礎医学1単位・医学教養1単位)

演題：『(仮称)漢方と鍼灸の展望』

講師：県立中央病院漢方内科主任部長
山岡傳一郎 先生

参加者：会員、有資格者、学生、一般

参加費：無料

申込締切：平成30年11月26日(月)

申込先：(公社)愛媛県鍼灸マッサージ師会 事務局

法制部からの提案

法制部長 富永恵子

私たちが保有している国家免許という肩書を、最大限に生かす方法は何でしょうか。あはき等法が制定されて早くも70年が過ぎました。しかし昨今、無資格であるために法の規制がないことを逆手に、誇大な広告が許されたり、施術が目余る商業主義に毒されているような現状を見過ごしてきた我々にも問題はないでしょうか？看板を掲げているからと言って、国家資格を持っているかどうかは誰にもわかりません。民間資格との差も多くの方は知りません。以上のことを法制部では問題提起していきます

すなわち私たち本会の会員が「あはき法」を理解して、有資格という名に恥じない実力を磨き、施術効果を上げてこそより多くの患者さんの支持が得られる、またその上に立って有資格の肩書を最大限に生かしていくべきではないでしょうか。そのための方法を模索していこうと考えます。皆様からの提案をお待ちしています。

その一つとして、すでに全国では行われている県もありますが、国家免許保有を示す会員共通のステッカーを作成し、各治療院や印刷物、もしくは車に貼って啓蒙啓発することを事業として予算化していく方向で理事会に提案します。

現在、国民の多くの方が鍼灸を体験されていないという事実を重要視しなくてはなりません。また安心安全の面から考えて、按摩マッサージ指圧の業務を免許保有者に取り戻すべく、施策を皆で考え実行していきましょう！